

# 北朝鮮に対する経済制裁に伴う 税関の対応について

関税局監視課課長補佐 矢幅 直彦  
業務課課長補佐 陣田 直也  
調査課課長補佐 松田 誠司

## 1. 北朝鮮に対する経済制裁の発動等

昨年10月、北朝鮮が地下核実験を実施したことに伴い、世界的な経済制裁措置にまで発展し、各種報道において大きく取り上げられたのは記憶に新しいと思うが、あらためて、経済制裁措置に至った経緯について日を追って整理すると以下のとおりである。

### 《平成18年7月5日》

北朝鮮がテポドン2を含めた弾道ミサイル（又は何らかの飛翔体）を発射したことを受け、政府は「万景峰92号の入港禁止」、「北朝鮮当局の職員の入国を原則禁止」などの措置等を講じた。

### 《平成18年10月11日》

政府は、安全保障会議において、北朝鮮に対する厳格な措置として、

- ①すべての北朝鮮船籍船舶の入港禁止、
  - ②北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止、
  - ③北朝鮮籍を有する者の入国の原則禁止、
  - ④今後の北朝鮮の対応・国際社会の動向を配慮しつつ、更なる対応について検討すること、
- を決定した。

### 《平成18年10月13日》

政府は、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」及び「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」を閣議決定した。

### 《平成18年11月14日》

政府は、国連安保理決議第1718号を受けた対応として、奢侈品（しゃしひん）24品目の北朝鮮への輸出禁止措置等について閣議了解するとともに、関係する輸出貿易管理令の改正を閣議決定した。

## 2. 制裁前の対北朝鮮との貿易

我が国と北朝鮮との平成17年の貿易額は、輸出入合計で214億円となっている。北朝鮮との貿易額については、平成14年から15年にかけて、拉致や軍事用精密機械などの不正輸出が集中的に報じられたこともあり、年々減少している。

平成17年に輸出入された主な貨物は、輸出については、中古バスやトラックなどの輸送用機器が約30億円、次いで織物用糸・繊維製品が約9億円、電気機器が約6億円となっており、輸

入については、かにやあさりなどの魚介類が約41億円、石炭・コークス・れん炭が約19億円、まつたけなどの果実・野菜が約17億円となっている。

#### 資料 北朝鮮との貿易額の推移

(千円)

| 年     | 輸出          | 輸入         |
|-------|-------------|------------|
| 平成2年  | 25,381,712  | 43,296,175 |
| 平成7年  | 23,731,600  | 32,107,865 |
| 平成12年 | 22,279,274  | 27,695,413 |
| 平成13年 | 129,509,622 | 27,398,069 |
| 平成14年 | 16,548,374  | 29,402,126 |
| 平成15年 | 10,609,254  | 20,195,352 |
| 平成16年 | 9,578,790   | 17,740,671 |
| 平成17年 | 6,882,812   | 14,536,016 |

(注) 平成13年の輸出には、支援米（50万トン）を含む。

(出所) 財務省貿易統計

### 3. 経済制裁発動に伴う税関の対応

#### (1) 北朝鮮船籍の船舶の入港禁止

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法の規定に基づき、10月13日の閣議において、既に7月5日に措置されている万景峰92号の入港禁止措置に加え、平成18年10月14日から平成19年4月13日までの間、北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止すること、そして、既に入港している船舶については、10月14日までに出港させることが決定された。

税関においては、これらの措置を的確に実行するため、入港している北朝鮮船籍船舶に対し、とん税等の納付を確認したうえで、関係省庁と連携し、10月14日までに出港させるとともに、同日以降に入港するすべての船舶について、北朝鮮船籍船舶ではないことを船舶国籍証書等により確認している。

#### (2) 北朝鮮産貨物の輸入禁止

北朝鮮から輸入される貨物についても、10月13日の閣議において、輸入公表<sup>1</sup>等が改正され、平成18年10月14日から平成19年4月13日までの間、人道目的等に該当するものを例外として、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸入承認義務を課することによって、実質的に輸入を禁止するとともに、措置の万全を期すため、仲介貿易についても禁止することが決定された。

税関においては、従来から、仕入書、契約書等の関係書類のほか、必要に応じて原産地証明書の提出を求め、輸入貨物の原産地の確認を行ってきたところであるが、今回の措置の実施に伴い、第三国を経由した北朝鮮産品の迂回輸入がなされることのないよう、周辺諸国等から、北朝鮮からの主要輸入品であった水産物等（あさり、まつたけ等16品目<sup>2</sup>）の輸入申告があった場合には、原産地証明書の提出を求め、原産地の確認を一層厳正に行っている。

また、これらの税関の措置については、中国、韓国、ロシア及び香港等の税関当局及び原産地

<sup>1</sup> 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号）

<sup>2</sup> 【主要な輸入品であった水産物等】

あさり、まつたけ、うに、しじみ、ずわいがに、けがに、赤貝、えび、うにの調製品、なまこの調製品、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび、さるとりいばらの葉

証明書の発給機関等に対し連絡を行い、協力を得ている。

### (3) 北朝鮮向け奢侈品の輸出禁止

北朝鮮向けの輸出禁止措置について、政府は、11月14日に、牛肉、まぐろのフィレ、宝石、貴金属等の奢侈品24品目<sup>3</sup>にかかる輸出の禁止を閣議了解するとともに、輸出貿易管理令を改正した。この結果、当該奢侈品について、経済産業大臣の輸出承認が必要となり、当該承認を行わないことをもって、実質的に輸出禁止措置が講じられたところである。

税関においては、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出申告がなされた場合には、当該申告に係る輸出貨物が輸出禁止物品に該当するか否かについて、関係省庁とも緊密に連携しつつ厳正な確認を行うとともに、周辺諸国等へ輸出される輸出禁止物品については、第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出がなされることのないよう、関係機関との情報交換を密にしつつ、必要に応じ契約書等の関係書類の確認を行うなど、厳正な審査・検査を行っている。

また、これらの措置についても、中国、韓国、ロシア及び香港等の税関当局に連絡し、連携を図っているところである。

また、今般の輸出禁止措置では、船舶及び航空機の乗組員の携帯品及び別送品や、北朝鮮向けに輸出される商品見本、宣伝用物品についても対象となっていることから、旅客の携帯品に偽装した不正輸出等に対応するため、関係機関、

船・航空会社等との情報交換を密にし、必要に応じ出国者の携帯品に対する厳正な取締りを実施している。

更に、違法行為がなかったかどうか、輸出後の輸出者等への立入調査の的確な実施に努めているところである。

## 4. 今後の対応等

税関においては、今般の制裁措置の実施に伴い、従来より行ってきたテロ対策、大量破壊兵器の不拡散等の観点からの船舶等の取締り及び輸出入通関の業務を、一層厳正かつ的確に実施するとともに、関係省庁や関係機関等との緊密な情報交換及び連携等の一層の充実を図っていくこととしている。また、19年度関税改正において、無許可輸出入や入港届等の虚偽に関する罰則の見直し等を行う予定としている。

<sup>3</sup> 【奢侈品】

牛肉、まぐろのフィレ、キャビア・その代用品、酒類、たばこ、香水、化粧品、革製バッグ・衣類等、毛皮製品、じゅうたん、クリスタルグラス、宝石、貴金属、貴金属細工、携帯型情報機器、映像オーディオ機器・ソフト、乗用車、オートバイ、モーターボート・ヨット等、カメラ・映画用機器、腕時計等、楽器、万年筆、美術品・収集品・骨董品